

公立大学法人前橋工科大学 中期目標の変更について

1 変更理由

平成30年11月に「公立大学法人前橋工科大学の中期目標の期間の終了時の検討」において、第2期中期目標期間中に、学科の統廃合を行い、効率的かつ効果的な研究教育組織へと改編すること及び夜間開講制の廃止について検討を指示し、公立大学法人前橋工科大学は、学科再編に取り組んできた。

令和3年7月20日付けて文部科学省へ学科再編に係る学則変更の届出、旧6学科の学生募集停止の報告をし、令和4年4月1日から6学科を2学群に再編することが決定したことから変更するもの。

2 変更内容（案）

中期目標「第2 教育研究上の基本組織」を次のとおり変更する。

（変更前）

(1) 学部及び学科

学 部	学 科
工学部	<u>社会環境工学科</u>
	<u>建築学科</u>
	<u>生命情報学科</u>
	<u>システム生体工学科</u>
	<u>生物工学科</u>
	<u>総合デザイン工学科</u>



（変更後）

(1) 学部及び学群

学群は令和4年4月から置き、社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科及び総合デザイン工学科は、当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。また、当該学科に在学者がいる期間は、その教育を保証する。

学 部	学 群
工学部	<u>建築・都市・環境工学群</u>
	<u>情報・生命工学群</u>

3 変更年月日

令和4年4月1日

4 今後の予定

令和3年10月21日

評価委員会において意見を聴取

令和3年11月29日

令和3年第4回定例会で市議会へ議案提出

令和4年4月1日

中期目標変更

5 根拠法令

地方独立行政法人法

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 (省略)

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。